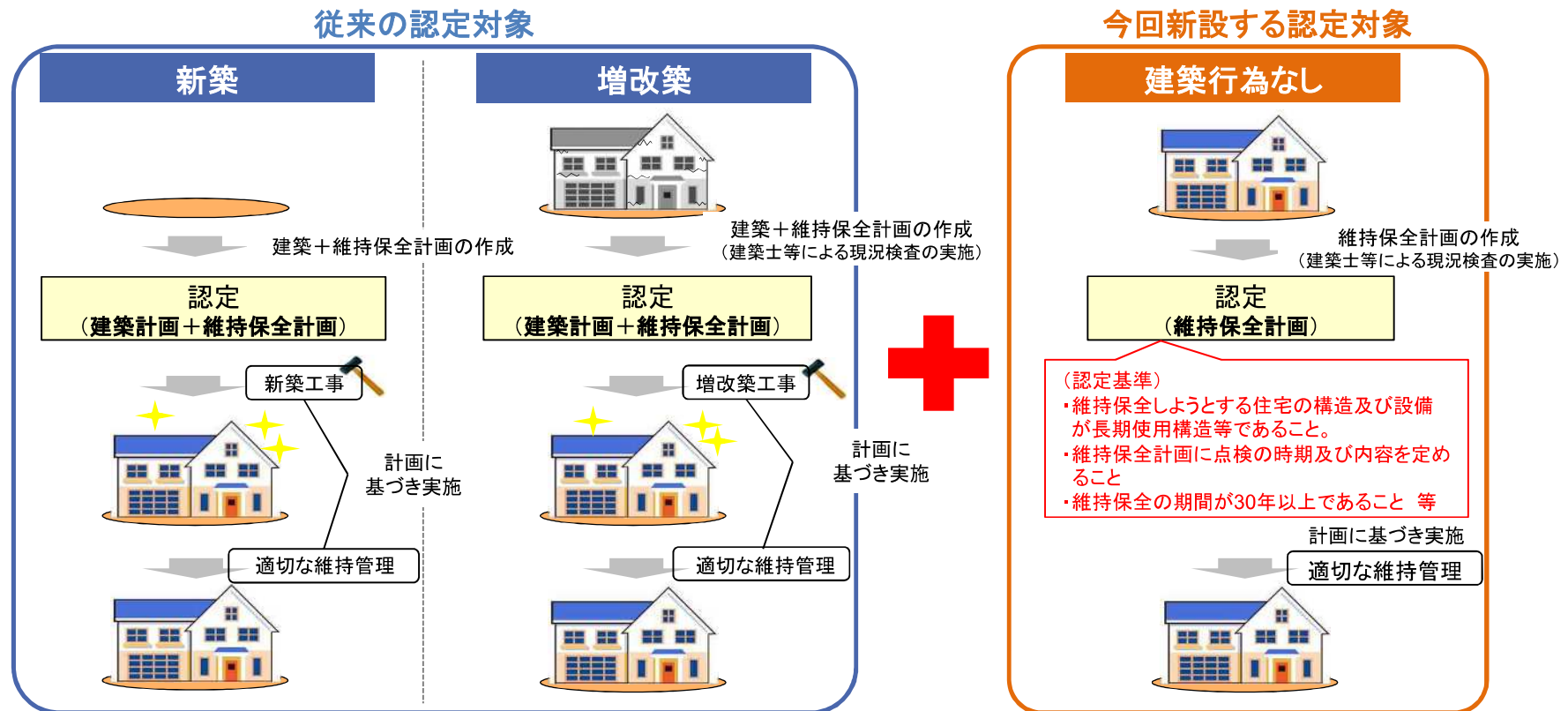


建築行為を伴わない既存住宅の認定制度の創設

- ・ 現行の認定制度は、建築行為を前提とし、建築行為の前にあらかじめ認定を受ける仕組み。
- ・ このため、一定の性能を有する住宅であっても、建築行為時以外では認定を取得することができない。
- ・ 今般の改正により、建築行為時でなくても、事後的に認定を受けられる仕組みを創設。（R4年10月1日施行）



※ 増改築とは、既存住宅を長期使用構造等の基準に適合させる工事（断熱改修等）をいう。

【建築行為を伴わない認定の取得が想定される例】

- ・ 長期優良住宅制度の創設前に建築された住宅
- ・ 新築時、増改築時に認定申請されなかった住宅



流通時等に差別化を図り、付加価値を高めるため、認定を取得